

介護保険法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令案
に関する意見募集に対して寄せられた御意見について

令和 8 年 1 月 23 日
厚生労働省老健局介護保険計画課

介護保険法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令案について、令和 8 年 1 月 7 日から令和 8 年 1 月 13 日まで御意見を募集したところ、5 件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見とそれに対する考え方について、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

案に対する御意見	御意見に対する厚生労働省の考え方
文章が複雑過ぎて、全く要領を得ないが、一般市民向けのパブリックコメントだ、官製の言葉遣いを改めたらどうか？ 介護保険控除額の増加改定が、一部のみに適用されないように制限する、という意味なら、反対する。 物価高は 今現在 起きている事で、全ての人が 影響を受けている。 年度が違うからといって 控除増加の恩恵を与えないのは、公共の福祉に反しているだろう。 財源確保ばかり言い訳にするが、ならば 10 兆円に及ぶ防衛費を 削ったらどうだ。 国民の健康・生命・財産を脅かす軍国化などやらずに、当たり前の国民本位の政治をすべきだ。	介護保険法施行令の一部を改正する政令（令和 7 年政令第 420 号。以下「改正政令」という。）により、介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号。以下「令」という。）の規定について、所要の改正を行ったところ、今回の改正は、介護保険の第 1 号保険料の標準段階を判定する際に、改正政令による特例の対象者を限定する規定の整備となります。
結論から申し上げますと、大反対です。 私は地方自治体で行政職に従事しておりますが、他自治体との意見交換しておりますが、異口同音に「良くない」でなく「悪い」改正であるとの見解がありました。 一年だけの制度改正のために大幅なシステム改修を伴う負担、一年だけの制度改正のために条例改正を行う負担。システム改修には国費も投じられていますが、この国	改正政令により、令の規定について、所要の改正を行ったところですが、今回の改正は、介護保険の第 1 号保険料の標準段階を判定する際に、改正政令による特例の対象者を限定する規定の整備となります。 引き続き、制度の持続可能性等に配慮しつつ、適切に対応してまいります。

費を税制改正に伴う減収分の補助金に充てる方が有意義であるように感じられます。 一体、誰のための制度改正なのでしょう。地方自治体の歳入減少を憂慮しての名目ですが、この改正に令和８年度の賦課開始時には「自分は非課税なのにどうして介護保険では課税世帯として扱われるのか」の対応に追われることとなります。多くの自治体で条例の改正も必要です。ここまで負担を強いる改正でありながら、市民の立場的には実質的な「増額」となる改定。 たった一年の制度改正で、ここまで負担に見合った効果が見込めないものがあるのかと考えております。	
--	--

※上記のほか、２件の今回の意見募集に関係ない御意見をいただきました。